



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 プラマテルズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上 正博  
(JASDAQ・コード番号：2714)  
問合せ先 取締役・職能部門長 住友 宣明  
電話番号 03-5789-9700

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が公布され、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条 2 項及び第 37 条 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第 28 条 2 項(取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

定款変更の効力発生日 : 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

以上